

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.005

処 分 名	自転車駐車場の使用料の免除及び還付
処 分 の 概 要	自転車駐車場の使用料の免除又は還付を受けようとする場合
根拠条例等・条項	春日部市自転車駐車場条例（平成 24 年条例第 39 号）第 12 条、第 13 条 春日部市自転車駐車場条例施行規則（平成 24 年規則第 71 号）第 5 条、第 6 条
審 査 基 準	◎使用料の免除を受けるには、次の（1）から（2）のいずれかに該当する方です。 （1） 定期使用者又は年間使用者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているとき。 （2） その他市長が免除することが適当と認めたとき。  ◎使用料の還付については、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合です。 （1） 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。 （2） 使用者の責めに帰することができない理由により自転車駐車場を使用することができないとき。 （3） その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	約 1 ヶ月
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	定期使用：直接、自転車駐車場で申請 年間使用：総合支所総務担当
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html</a>

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市自転車駐車場条例

(使用料の免除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により自転車駐車場を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市自転車駐車場条例施行規則

(使用料の免除)

第5条 条例第12条の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 定期使用者又は年間使用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) その他市長が免除することが適当と認めたとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、春日部市自転車駐車場使用料免除申請書（様式第11条）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市自転車駐車場使用料免除決定通知書（様式第12条）により申請した者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、春日部市自転車駐車場還付申請書（様式第13号）に、定期使用者にあつては駐車券を、年間使用者にあつては登録証及び登録票を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市自転車駐車場使用料還付通知書（様式第14号）により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。